

香港・華南通信 vol.1 -香港・ASEAN自由貿易協定・投資協定の正式発効について- (2019年9月2日発行)

香港・ASEAN自由貿易協定／投資協定の直近の動き

- ❖ 香港と東南アジア諸国連合(ASEAN)間の自由貿易協定(AHKFTA)において、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナムの5カ国との協定が2019年6月11日に正式発効した。残りの5カ国に関する発効スケジュールは別途発表予定。
- ❖ 投資協定(AHKIA)においても、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナムの5カ国との協定が2019年6月17日に正式発効した。残りの5カ国に関する発効スケジュールは別途発表予定。

AHKFTA・AHKIAのカバー範囲

| 貨物貿易 | 経済・技術協力 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ❖ 香港原産の物品にかかる関税を削減・撤廃 ❖ 国・品目ごとに関税スケジュールを設定 ❖ その他原産地規則や税関手続きを規定 | <ul style="list-style-type: none"> ❖ 経済・技術ワークプログラムを通して、以下5分野に関する実行政策を協議： <ul style="list-style-type: none"> ・ 税関の連携 ・ 中小企業の連携 ・ 貿易・物流支援 ・ Eコマースの連携 ・ プロフェッショナルサービス |
| サービス貿易 | 知的財産 |
| <ul style="list-style-type: none"> ❖ 香港とASEANのサービス事業者の事業機会や法的保護状況を改善 ❖ 国・サービス分野ごとに譲許スケジュールを設定 | <ul style="list-style-type: none"> ❖ 経済・貿易における関係性をより強化するため、知的財産権について、WTO合意内容の担保に加え、促進・協力を強化することで合意 |
| 投資 | 紛争解決 |
| <ul style="list-style-type: none"> ❖ 投資の促進・支援に加え、投資の保護を規定 ❖ 投資協定、それを補完する国同士の個別協定により構成 | <ul style="list-style-type: none"> ❖ 紛争の相談・解決に関して、透明性のあるメカニズムを構築することを合意 ❖ 相談により紛争が解決しない場合は、仲裁裁判所の設置を認めている |

(出所) 香港工業貿易署、ジェトロ、経済産業省公開情報よりSMBCが作成

昨今発行したAHKFTAの関税撤廃スケジュール

AHKFTAでは貿易品目(HSコード毎)をノーマル1、ノーマル2、センシティブ、ハイセンシティブ、関税削減対象外の5カテゴリーに分類し、それぞれ異なる関税撤廃スケジュールを設けている。

| | ノーマル1 | ノーマル2 | センシティブ* | ハイセンシティブ** |
|--------|----------------|------------|------------|------------|
| ラオス | 2027年までに撤廃 | 2034年までに撤廃 | 2036年までに削減 | 2039年までに削減 |
| ミャンマー | 2027年までに撤廃 | 2034年までに撤廃 | 2036年までに削減 | 2039年までに削減 |
| シンガポール | すべての品目に関して即時撤廃 | | | |
| タイ | 2022年までに撤廃 | 2029年までに撤廃 | 2031年までに削減 | 2033年までに削減 |
| ベトナム | 2022年までに撤廃 | 2029年までに撤廃 | 2031年までに削減 | 2033年までに削減 |

*センシティブ品目の削減後最終関税率は0～5%

**ハイセンシティブ品目の削減後最終関税率は0～50%

個別品目の関税率、関税撤廃スケジュールに関しては、協定文書付録2-1をご確認ください。

香港・華南通信 vol.1 -香港・ASEAN自由貿易協定・投資協定の正式発効について- (2019年9月2日発行)

サービス分野における日本と各ASEAN諸国の二国間EPAとAHKFTAの比較 (日本企業からみたAHKFTAの活用法)

タイ

❖ 日・タイEPAよりもAHKFTAの市場アクセスもしくは内国民待遇の自由度が高い、主なサービス例は以下の通り:

- ・ビジネス専門サービス(税務・コンサルティング)
- ・製造業に付随するサービス
- ・委託代理販売/フランチャイズ
- ・金融(保険・証券業)
- ・クーリエ

❖ 一部の情報技術サービスの提供に関しては、海外企業出資比率に関する制限がAHKFTAがより自由度が高い:

- ・データベースアクセス
- ・オンライン情報データ処理
- ・ビデオテキスト
- ・遠隔会議

ベトナム

❖ 日・ベトナムEPAとAHKFTAのサービス貿易分野における譲許内容に大差はないが、以下の分野においては、わずかにAHKFTAの自由度が高い:

- ・海運貨物取扱
- ・航空機の修理/保守

ラオス

❖ 下記のサービス貿易の提供に関しては、海外企業出資比率に関する制限がAHKFTAがより自由度が高い:

- ・エンジニアリング
- ・建設業
- ・保険
- ・一部卸売り

シンガポール

❖ シンガポールは従来よりハイレベルな市場開放と貿易障壁の撤廃を進めているため、日・シンガポールEPAとAHKFTAの枠組みにおいて共に、自由度の高いシンガポールへのサービス参入が可能。

ミャンマー

❖ 日本・ミャンマー間にてEPAは締結されていないため、AHKFTA枠組の利用メリットは大きい。

❖ 特にAHKFTAの枠組みでは、ミャンマー外資規制(海外出資比率上限80%)が適用される一部分野においても、外資規制を受けない。

AHKFTAおよび二国間EPAのいずれに関しても、サービス貿易の譲許内容は分野ごとに事細かな条件等が設定されているため、個別のサービス分野に関しては必ず協定内の譲許表をご確認ください。また、実務運用上においてAHKFTAの協定内容よりも国内法が優先される可能性があるため、ご注意ください。

日本と各ASEAN諸国は二国間EPAの他に、「日本ASEAN包括的経済連携協定」(AJCEP)を締結している(2010年7月までに全締結国間にて発効済み)。AJCEPにおけるサービス貿易と投資に関する規定が追加された「第一改正協議書」が2019年4月までに締結国間で合意・署名され、ハイレベルな投資・サービス貿易の市場アクセスの開放に向けて前進した。現時点においては上記に示した通り、AHKFTAの活用が有益とみなされる場合であっても、今後国内承認手続が完了しAJCEP「第一改正協議書」が発効となった場合、上記のサービス分野においてAJCEPがより高い自由度を持つ可能性もあるため、留意する必要がある。AJCEP「第一改正協議書」の詳細については、外務省が公開している関連情報をご確認ください。

(出所) ジェトロ、外務省公開情報よりSMBCが作成

重要な留意事項および免責事項

- 1. 一般的事項:** 本資料に含まれる情報は、一般的な情報であり、ディスカッションおよび参照を目的とした内容です。事前の通知なく内容を変更する場合があります。三井住友銀行香港支店(以下、「当行」)は本資料の記載情報の更新に関して一切の責任を負いません。
- 2. 秘匿性:** 本資料の内容については、秘匿扱いであり、当行の書面による事前同意なく、いかなる第三者への開示もご遠慮ください。
- 3. 著作権および商標:** 本資料は当行の著作物であり、当行が全ての所有権を有します。
- 4. 専門的アドバイス、証券または信認関係の不存在:** 本資料に記載の内容は、法律、規制、財務、投資、税務、会計、またはその他専門家による助言ではなく、それらを提供するものでもありません。本資料に記載の内容に基づきご検討される場合、または関連する法令にご不明点がある場合は、貴社にて第三者の法律その他の専門家へご相談して下さい。本資料に含まれるマーケット情報は当行が専門家としての助言を提供するものではありません。またそのマーケット情報を提供する当行は(証券先物条例[香港法571条]に定義される)証券の助言を意図していません。よって、かかるマーケット情報に依拠したご判断はお控えください。特定の投資対象、情報の受領者の財務状況や特定の要望を考慮したものではありません。当行、当行の日本にある本店、(香港内外の)各支店、銀行を保有する持株会社あるいは銀行の子会社や関連会社または提携会社(以下、「当行グループ会社」)は、本資料の利用により直接的、間接的あるいは結果的に生じる損失について、一切の信認責任または義務を負いません。
- 5. 検証/表明/義務の不存在:** 本資料は信頼性があると思われる情報に基づいていますが、独自に検証を行っているものではありません。当行および本資料の情報提供者は、いかなる種類の表明および保証(明示、暗示を問わず)をせず、また、その正確性、完全性、適時性について、(不法行為、契約、あるいは第三者の責任の有無を問わず)いかなる責任および義務を負いません。本資料や本資料の一部、その使用、または不正確な情報や記載漏れにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 6. 勧誘の不存在:** 本資料は取引の推奨や助言を行うものではなく、また取引の勧誘や販売を目的としたものでもありません。また、銀行、投資、または証券取引の勧誘を意図したものでもありません。本資料に含まれる参考条件や提案の内容は、最終的に合意される契約条件に従うものとします。
- 7. 事例・解説:** 本資料に記載されるいかなる事例や代表的なストラクチャー、特徴、そして商品やサービスのフローは、実際にご利用される商品やサービスを指し示したり、保証するものではありません。
- 8. 排他性:** 本資料は当行との取引のみを意図して作成されています。当行グループ会社とのお取引については、当該グループ各社の所在する国の法律および規制に従うものとします。本資料は、法律の管轄に関わらず、適用される法律や規制に反して配布または使用されることを意図していません。
- 9. 契約:** 本資料は参考情報(インディケーション)です。
- 10. 適用法令:** 本件における重要事項および免責事項、並びにその解釈は香港法に準拠します。
- 11. 言語:** 本資料について、日本語版を正とします。

執筆: 株式会社三井住友銀行 アジアソリューション部(香港)

本資料の内容に関するご照会は、お取引店までご連絡ください。